

平成26年度大磯町教育委員会第11回定例会会議録

1. 日 時 平成27年2月19日（木）

開会時間 午後1時00分

閉会時間 午後3時30分

2. 場 所 大磯町立図書館 2階第大会議室

3. 出席者 青 山 啓 子 委員長

中 野 泉 委員長職務代理者

曾 田 成 則 委員

濱 名 三代子 委員

藤 家 崇 教育長

相 田 輝 幸 教育部長

岩 本 清 瞽 学校教育課長

小 島 昇 学校教育課副課長

瀬 戸 克 彦 子育て支援課長

佐 川 和 裕 生涯学習課長兼図書館長

國 見 徹 生涯学習課郷土資料館長

谷 河 かおり 学校教育課教育総務係長

4. 傍聴者 2名

5. 前回会議録の承認

6. 教育長報告

7. 付議事項

議案第29号 平成27年度大磯町教育委員会基本方針について

議案第30号 平成26年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について

議案第31号 大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～の策定について

議案第32号 平成27年度大磯町立幼稚園における休業日の変更について

議案第33号 平成26年度旧吉田茂邸再建事業に関する協定の変更について

議案第34号 平成27年度旧吉田茂邸再建事業に関する協定(案)の変更について

8. 協議事項

協議事項第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う規則改正について

協議事項第2号 大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則について

9. 報告事項

- 報告事項第 1 号 大磯町国府学童保育クラブ運営事業者選定委員会結果報告について
- 報告事項第 2 号 第 4 回大磯 Challenge Live の開催について
- 報告事項第 3 号 平成 26 年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの実施結果について
- 報告事項第 4 号 平成 26 年度文化財消防訓練の実施結果について
- 報告事項第 5 号 図書館教養講座『湘南の考古学』の実施結果について
- 報告事項第 6 号 企画展「昭和の子供たちー子供の遊びとくらしー」の開催について
- 報告事項第 7 号 旧吉田茂邸再建工事着工報告会について

10. その他

(開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第14条及び第19条の規定により傍聴を許可します。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

教育長報告

教育長) 私からは、1月定例会開催後の平成 27 年 1 月 16 日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。1月 18 日、第 61 回大磯一周駅伝大会が開催されました。今回は大磯小学校をスタート、町内を一周し大磯運動公園をゴールとして開催されました。昨年に引き続き子ども駅伝も開催され、大変な盛り上がりでした。また、大磯中学校吹奏楽部の演奏も行われ、大会に花を添えました。1月 24 日、大磯ライオンズクラブのご支援により、第 20 回大磯町中学校英文朗読大会を開催し、大磯中学校、国府中学校の生徒が、それぞれ工夫を凝らした寸劇を織り交ぜながら、英会話での発表をしました。同日、国府新宿の寶積院において、寺院、警察署、消防等関係機関の協力を得て、文化財消防訓練を行いました。2月 17 日から、大磯町議会 3 月定例会が開催されております。初日の 17 日には、地方教育行政法の改正に伴います関連条例議案、機構改革の関連条例である大磯町部等設置条例の改正議案、また、補正予算審議がなされ、可決・成立しました。なお、3 月議会定例会は 3 月 19 日まで開催されます。その他の諸行事につきましては、執行状況表のとおりです。また、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。以上でございます。

議案第29号 平成27年度大磯町教育委員会基本方針について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課副課長) 平成 27 年度大磯町教育委員会基本方針の案につきましては、1 月の定例会でご協議をいただきましたので、その後に修正しました部分を説明いたします。まず1ページの3段落目です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受けて新たに記述した部分になりますが、その2行目を町長との意思疎通を図りから、町長との連携の強化を図りに修正しました。次に、同じ1ページの義務教育の基本方針の重点施策の1の(1)につきましては、平成 27 年度も引き続き県教育委員会から、かながわ学びづくり推進研究事業の委託を受けられる見込みですので、この委託事業に合わせた記述としました。続いて2ページになります。(11)の2文目に東海大学との連携事業も活用してを追加しました。その下の(12)は、平成 27 年度予算は確定ていませんが、現在の状況に合わせた表現としています。義務教育の基本方針につきましては以上です。

子育て支援課長) 子育て支援の前回からの修正部分について、ご説明いたします。まず、重点施策の1点目で、町立幼稚園では、の後ろの部分になります。修正前は、教育支援員の配置やA E T の派遣とともに、しておりましたが、教育支援員とA E T がはたす役割が大きく違いますので、ここはA E T を削除して、園児の実態に応じ、教育支援員の配置を充実させるとともに、に修正いたしました。同じく重点施策の3点目ですが、子育て支援総合センターで実施している幼稚園・保育園への巡回相談についての記載を追加いたしました。それにより4点目以降の番号が1つづれています。次に、6点目の2行目に、子育てコンシェルジュとありますが、こちらは、保育コンシェルジュより変更いたしました。保育コンシェルジュですと、子ども預かる保育事業のみに限定される可能性がありますので、広い意味で子育て中の保護者の相談役という意味になるように変更いたしました。次に、7点目の2行目のところで、修正前は、小1プロブレムを解消できるようと記載がありましたが、それを削除し、実際に行っている内容をより具体的に研修会や意見交換などを記載いたしました。次に 12 点目の出だしの部分で、子ども・子育て支援新制度の前に、新たな、がついておりましたが、その部分を削除しました。最後に、13 点目として、ご意見をいただきました園児の体力向上についての記載を、義務教育とは分けて子育て支援の部分に追加いたしました。子育て支援に係る基本方針の修正については、以上となります。

生涯学習課長) 生涯学習課につきましては、1月の協議でお示しして以降は、新たに修正した箇所はございません。図書館につきましても、1月の協議でお示しした以降、新たな修正、追加箇所はございません。

郷土資料館長) 郷土資料館につきましては、新たな修正はございません。

質疑応答)

中野委員) 今さら申し訳ないのですが、子育て支援基本方針のところ、重点施策の6番、子育てコンシェルジュを変更したとおっしゃっていましたが、このコンシェルジュという言葉は、用語の解説に入れなくて大丈夫ですか。若い方は、コンシェルジュの意味はご存じだと思いますが、お年寄り、おばあちゃん世代などが多分読まれると思うので、どうでしょうか。

子育て支援課長) そうですね。子育てコンシェルジュ、割と若い方には通じる言葉だと思ってそのままにしてしまいましたが、用語について、説明書きを入れるように修正いたします。

中野委員) お願いします。今日の午前中、国府幼稚園を見学させていただいて、先生方からいろいろお話を伺って、また新たに不安になったり、確認したくなりまして、それはやはり3ページの子育て支援の基本方針です。これを私たちが打ち立てましたけれども、組織改正になっても遵守されるということでおろしいですか。

子育て支援課長) 基本的に、幼稚園教育も含めてですけれども、教育委員会から福祉部に移ったからといってこの基本方針が変わるわけではございませんので、これを遵守した中で次年度に事業を進めていきたいと考えております。

中野委員) ありがとうございました。

委員長) 細かい指摘をさせてください。大きいほうの2ページ目の義務教育の基本方針の(11)のところの体力向上について書かれている部分ですけれども、読んでみると、各学校というのが言葉として3つ出てきます。2行目、各学校の取組み状況を検証し、引き続き各学校で特色ある取組みを推進します。また、各学校において。というふうに出てくるのですが、2つ目の各学校は抜いても差し支えないのではないか。それから、同じ(11)のところで下から2行目の、各学校において、新体力テストを実施し、その結果に基づく体力向上の取組をの取組のあとに、ひらがなの「み」が要るかな。ほかの上のところも、みんな「み」が取れているんですが。

教育長) 行政用語で、取組って、この一番短いやつで書いてしまうんですが、一般的にはなかなか馴染みにくい用語かもしれません。

委員長) 体力向上の取組でいいわけですか。わかりました。

濱名委員) では、その上の「み」が離れているわけですね。

教育長) 不統一もあるようですから、そこの表記は一致させるようにします。

委員長) 今までこの基本方針については、何度も委員からも意見を出させていただいて検討してきた課題ですので、今日見て、全体的によくでき上がってきただなという感じであります。この基本方針、でき上がるまでも結構な作業がありましたけれども、でき上がって終わりというのではなくて、これを来年度着実に、重点施策を実現していくことが大事だと思いますし、それを実現するためのプロセスも大事にして、説明責任であったり、いろんなことを十分に果たしながらこの基本方針を進めていくのが一番いいと思っています。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第29号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第 29 号平成 27 年度大磯町教育委員会基本方針については原案どおり承認をいたします。

議案第30号 平成26年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課副課長) 本件につきましては、資料 2 大磯町教育委員会表彰規程に基づきまして、該当者についての内申がございましたので、提出するものでございます。それでは、まず表彰規程第 2 条第 3 号に該当する被表彰者についてご説明申し上げます。これは、児童生徒文化・スポーツの優秀者あるいは優秀団体の表彰でございます。去る 1 月 27 日、表彰選考委員会での審議を通して、別紙に記載の個人・団体が、被表彰者として選考されました。別紙の 1 ページから 4 ページをご覧ください。大磯小学校では今回は残念ながら該当がありませんでした。国府小学校は文化の部で個人 1 名が 2 件になります。2 番の氏名に○印を付してありますが、同一年度内での複数の受賞を表し、重複受賞となります。大磯中学校の文化の部は、個人が 2 名です。2 番の生徒は現在 3 年生ですが、平成 25 年度に実施されたコンクールについての 2 年生のときの受賞となります。コンクールの結果が出た時期の関係で本年度の選考となっています。国府中学校の文化の部は、1 団体で 30 名です。スポーツの部は、小学校は該当がありません。大磯中学校では、スポーツの部の個人が 7 名、団体は 2 団体 16 名が選考されています。このうち○印を付した 4 名は同一年度内での重複受賞となります。国府中学校では、スポーツの部の個人が 1 名、団体は 2 団体 16 名が選考されています。このうち 5 名は同一年度内での重複受賞となります。今年度も選考の基準については、教育委員会を通して作品募集の依頼があったもの、及び学校で指導が加わって応募したもの、教育委員会を通して開催された大会、及び中学校体育連盟が主催または共催となっている大会としました。文化の部については、応募総数を分母としたときの受賞者数の割合が、2 パーセント以下となっております。国府中学校の吹奏楽部につきましては、県レベルの大会で優秀な成績を収め、東関東大会への参加となったものです。また、スポーツの部については、すべて県レベルで 3 位以上となっております。資料の一番最後になりますが、資料 4 に、被表彰者数の総括表を綴じましたので、参考にご覧ください。上の表の合計欄、右下の 74 名が平成 26 年度の被表彰者数です。このうち 10 名が重複対象者となりますので、被表彰者の実数は、全員で 64 名ということになります。重複して選考された個人・団体の各児童生徒に対しましては、記念品のメダルは一つだけ授与することとなっております。最後に、各学校に於いて行われます表彰式には、それぞれ代表の教育委員さんにご出席をお願いいたします。後ほど事務連絡調整会議で調整させていただきます。表彰規程第 2 条第 3 号に該当する被表彰者についての説明は以上です。

生涯学習課長) 表彰規程第 2 条第 4 号該当の被表彰者について、ご説明させていただきます。こちらは、学校教育、社会教育活動に尽力し、その功績が顕著な

方としての該当者となります。表をご覧下さい。該当者は3名です。川村五子さんにつきましては、青少年指導員を22年、社会教育委員を4年お勤めいただき、長きにわたって青少年教育や社会教育全般にご尽力をいただきました。山口妙子さんは、図書館ボランティアを22年にわたりお勤めいただきました。特に、お話しボランティアとして、長年、読み聞かせを通して、子どもたちに本の楽しさを伝えてこられました。現在も引き続き、精力的に活動を行なっていらっしゃいます。勝又正孝さんは、青少年指導員を長くお勤めいただきました。青少年指導員の自主事業をはじめ、町の行事である成人式やチャレンジフェスタなど、持ち前の行動力を發揮され積極的に青少年教育に取り組まれてきた方でございます。以上、ご審議いただきますようお願いします。

質疑応答)

中野委員) 資料4の総括表を見て思ったんですが、下の表です。年度別の表彰者の人数なんですかでも、文化の部は年度によってすごく大きな差があるんですけれども、これはチャンスが多い少ないですか、それとも応募者の人数によって違うのですか。

学校教育課副課長) 一昨年度は文化の部は6名、昨年度は4名、そして本年度が34名になっていますが、最大の理由は、本年度は国府中学校の吹奏楽部が30名の構成員でしたので、それで多くなっています。その団体のところでかなり左右されています。

中野委員) ありがとうございました。

委員長) この内容は、選考委員会からの内申があったということで、特に問題はないと思います。表彰規程の第2条4号の3人の方たちに、町の生涯学習とか、あるいは子どもたちに関係するお話しボランティアや、青少年指導ということで、大変ご尽力いただいていますし、また学校関係の子どもたちのスポーツ、文化の活動についても、こういうふうに優秀な成績をおさめられるというのは、本人たちの努力も最大の理由だと思いますけれど、やはり指導していただいた先生や、あるいは保護者のバックアップ、そういうものも陰にあるということもここで改めて再確認して、これからも子どもたちの才能をどんどん伸ばしていってほしいと思います。そういう意味で、教育委員会が表彰する場を設けるということで、大変いいことだと思います。委員の皆様には、表彰についてはご協力いただきたいと思います。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第22号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第30号 平成26年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定については原案どおり承認をいたします。

議案第31号 大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～の策定について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) それでは、議案第 31 号 大磯町子ども笑顔かがやきプラン、子育てで選ばれる町おおいその策定について、ご説明いたします。本計画につきましては、昨年 9 月の第 6 回定例会へ協議事項として、計画の素案について、ご意見いただいているところですが、その後、諮詢答申を含め 4 回の子ども・子育て会議で意見をいただき、また府内の調整会議で各課とのすり合わせや、昨年の 12 月から 1 ヶ月間パブリックコメントを実施して、町民の方からもご意見をいただいております。本日、お示ししている計画案につきましては、概ね最終版と理解いただければと思います。それでは、素案から大きく変更がところがございますので、その点についてご説明いたします。まず計画の名称ですが、前回は仮称大磯町子ども・子育て支援事業計画と標記しておりましたが、町民により計画の内容が分かりやすく、親しみやすい名称というご意見もありましたので、委員の皆さまご意見を伺いながら大磯町子ども笑顔かがやきプランと変更いたしました。サブタイトルの子育てで選ばれる町、おおいそについては、本計画を実行し、その様な町になるようにとの願いを込めて付けさせていただきました。次に、説明資料の別冊計画書の 84 ページをご覧ください。第 7 章の量の見込みと確保方策に、6 点目として、放課後子ども総合プランを追加いたしました。放課後子ども総合プランにつきましては、昨年の 7 月に文部科学省と厚生労働省が共同で通知を出したもので、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動を行うことができるよう、地域の住民の皆さんとの協力を得ながら、学童保育と放課後子ども教室を一体に実施できるように計画的に整備を進めることを目的としております。元々、本計画においても、第 7 章の量の見込みと確保方策の 3 点目の地域子ども・子育て支援事業中の、⑪放課後児童クラブの下段に参考として、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業の実施に向けて、仮称放課後子ども総合プラン運営委員会を設置し、検討を進めます。と記載しておりますが、12 月 1 日付で文部科学省及び厚生労働省より、市町村の行動計画に記載する内容について具体的に示されましたので、それに伴い、放課後子ども総合プランを項目立てて、次の 8 項目について、追加いたしました。1 点目は、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況ということで、町の現状を明記してございます。2 点目は、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量ということで、本計画の 76 ページに記載したニーズ量と確保方策を再掲しております。3 点目は、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量についてで、平成 31 年度に各小学校校区で 1 ヶ所づつ実施できるように、平成 27 年度より、仮称放課後子ども総合プラン連絡調整会議を設置し、検討を進める旨、記載しております。4 点

目は、放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画についてですが、町では既に各小学校区に 1 ケ所づつ放課後子ども教室を実施しておりますので、実施回数の拡充などを図り、学童保育とのすり合わせを進めていく旨を記載しました。5 点目は、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策としては、先程 3 点目でも記載しましたが連絡調整会議を設置して、学童保育の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターやボランティアさんが定期的な打ち合わせ等ができるようになります。6 点目は、小学校の余裕教室等活用に関する具体的な方策ということで、こちらも連絡調整会議には、各学校の代表も委員として考えておりますので、その中で余裕教室等の積極的な活用についても検討してまいります。7 点目は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策ですが、もともと町では、子どもの子育て支援課が両事業を所管しておりますので、今後もこの体制を維持し、進めていく旨を記載いたしました。最後に 8 点目は、放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組みや高齢者等の地域の人材の活用等の地域の実情に応じた効果的・効率的な取り組みの推進についてとして、開所時間は利用者のニーズ等を確認し、実施事業者と調整を図ります。また地域の人材については、既にご協力いただいているところもございますが、より一層の活用が図れるように進めてまいります。以上の内容について、新たに追加しております。それでは、資料の 1 ページ目にお戻りください。12 月に実施したパブリックコメントの結果になります。募集の概要といたしましては、計画の名称は、大磯町子ども笑顔かがやきプラン子育てで選ばれる町おおいそで、募集の期間は平成 26 年の 12 月 8 日から年明けの 1 月 7 日までの期間で実施いたしました。意見件数等については、お二人の方から 3 件のご意見をいただきました。意見及びその対応については、下段に記載のとおりですが、本計画の内容に直接かかわる内容はございませんでしたので、パブリックコメントに基づく計画の修正はございませんでした。次に、2 ページ及び 3 ページ目をご覧ください。諮問につきましては、添付のとおりです。答申につきましては、計画の内容は、適正であるとのご判断をいただきましたが、4 点ほどご要望をいただきました。1 点目は、計画に盛り込まれた施策の、早期実現について。2 点目としては、計画の進行管理を行う中で、必要に応じて見直しを図ること。3 点目は、すべての子どもと子育て家庭が、支援を受けられるよう量と質の拡充を図ること。4 点目は、保護者や地域及び社会全体が協働し、すべての子どもが笑顔で成長できる環境づくりに努めることが要望されております。今後、本計画の実施にあたり、今回いただいた答申の内容を十分に配慮し、進めていきたいと考えております。

質疑応答)

委員長) 資料の3ページ、答申書の内容について。これから子ども・子育てに関して町がいろいろ指導していくわけですけれども、その中でここに書かれています4番の、まず保護者が第一義的な責任を有するという、その部分。このことはわかりきってはいるのですけれども、はっきりとここで文言にするということで、一つ再確認ができたのかなという気がしています。しかしながら、何もかも保護者の責任だからというのではなくて、町として子育てに関して何ができるのかということを探っていくて、実行していかなくてはいけない部分だろうと思います。その中に、今までニーズ調査とか要望等、いろいろ収集する中で、大磯町子ども笑顔かがやきプラン、今日、示していただいているこれができ上がってきているのだと思います。中身が非常にいろいろと細かいところまで考えた内容だと思っています。その中で、31ページのあたりから基本目標というものが書かれています。これについて、3つの目標が非常によく書かれているなと思うのですけれども、これを読んだ上で、2枚先の35ページの教育保育環境の整備の②の中に、公立幼稚園・公立保育所のあり方についての検討というのがあって、その中の事業概要に、民間幼稚園等の誘致について検討します。という言葉があります。仮に民間幼稚園を誘致する場合があるとして、この前のほうに書かれている、町としての6つの基本目標というのを民間幼稚園がちゃんと共有してくれるのだろうか。民間の幼稚園ならば、そこの経営方針とか教育方針というのが必ずあると思うのです。その中で、町がこういう基本目標に沿って幼稚園教育、あるいは保育園保育をしていきますよと言っても、そこが実行できなくなるのではないかという不安を感じるのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

子育て支援課長) こちらにつきましては、基本的に民間事業者を誘致する場合には、プロポーザル方式になると思いますので、その中で、町の考え方や本計画をお示しして、それに基づく事業が運営できる事業者を選定していくたいと考えております。

委員長) そうですね。せっかく子育てで選ばれる町を志して、これだけの内容をつくり上げていながら、幼稚園は実際にはそれを全く無視したやり方でありますよというようでは、子育てで選ばれなくなるかもしれない。そういう可能性も出できますので、もしそういう状況が起きた場合に、選考する内容については厳しく町として見ていただきたいと思います。

中野委員) 今の話に割と近い話なのですが、量の見込み、減少あるいは横ばいという見込みのもとに縮小したり細分化したりするのですが、子育てで選ばれる町の施策とは逆行するのではないかという印象を受けます。大磯町に来ても入るところはないよ、みたいな印象を受けてしまうのです。会社のプロジェクトだとスクラップ・アンド・ビルトで、何かを壊して新しく建てるということはあるのですけれども、これは人に関することで、一番大事な子どもにかかるところで、募集はかけません、でも入るところはありますよというふうに机上で説明しても、なかなか保護者は理解できない。保護者の気持ちがよくわかります。やっぱり説明が足りなくて、いまだに保護者の方は不安に思っている。私たちどうしたらいいんだろうと。これ以降子どもを産んでいいのかという心配があると思います。何かをなくしてから、じゃあこうしてください、ああしてくださいと言うのは、非常に強引なイメージを受ける

んですが、いかがですか。

子育て支援課長) あくまでも無くしていくという考え方ではありません。ニーズに合わせた施設を提供していくという考え方ですので、決して教育委員会の考え方と逆行するような考え方で進めているわけではないというところをご理解いただければと思います。あと、周知方法については、まだこちらの計画は最終案の段階で外に出していませんので、こちらが決まり次第、また、この幼稚園のあり方については、再度見直し等が必要なところもございますので、もう一度検討を重ねた中で、町民の皆さんに周知できるときになりましたら、早急にお話を外に出していきたいと考えております。

中野委員) なくすという意味は、募集をかけないという意味で、今いる子どもを育てている方々が困らないような施策は、ここにちゃんと書いてあると思います。ただ、管理者がかわるとか、マネジャーがかわるとかということ、そういうところに行かなければならぬ、公立に行きたいのに行けないかもしれないという不安があるのではないかということです。

教育部長) 今、子育て支援課長からもご説明しましたけれども、子育て3法が導入されまして、教育委員会の委員の先生方にも、勉強会から始まって、アンケート調査をさせていただいたということをご説明しました。アンケート調査をした結果、もっと働きたいという保護者の方が多い。そういう中で、先般、幼稚園・保育園のあり方というのをご説明したところでございます。大磯町内には公立幼稚園が4園あって、それを統廃合する予定だったけれども、そうではなくて、民間幼稚園を入れて4園担保しましょう。それを進めてきたところ、ニーズ調査の結果、幼稚園のニーズよりも保育園のニーズのほうが、将来的に、5年間ですけれども、見た結果、ニーズが高いので、ざっくばらんに言うと幼稚園が余るという数字が出ています。そうすると、そこの部分を私立幼稚園にかえるのではなくて、例えば私立の保育園にかえたりとか、それから認定こども園にしていただいたりということで、ニーズ調査を踏ました中で、まずあり方をこの前も説明したところです。今、委員のほうからのご質問で、確認ですが、まず、このかがやきプランの意向に沿った形でということになりますと、ご承知のとおりプロポーザル方式等で選考をきちんとやっていかなければいけないという認識を持っておりますし、先ほども課長が申しましたように、町民の方に説明する上ではいろいろな形をとって、例えば保育料なども何回も説明しましたけれども、そういう周知を図りながらやっていくべきだと認識しております。

委員長) 周知、説明という部分で、今日、午前中に国府幼稚園に訪問に行った中で、国府幼稚園が来年度でもう募集しないというような話の中で、保護者が大変不安に思っているという話がありました。幼稚園もそういう不安に対して、質問やいろんなことに対して返事をしたいんだけれども、やはり十分な説明を自分たちもされていない気がするというお話がありました。十分説明をされていない幼稚園のフィルターを通して発信される内容というのは、やはり聞いた保護者たちも不安を感じる以外何もない状況が今起きていると思います。このかがやきプランにしても、周知しますよと言いますけれども、これは、ただどこかで閲覧できますとか、ホームページに載せてありますとか、そういうことではなくて、やはり少し見方を変えて、説明方法というのを考

えないといけないのかなと思います。子育て世代にとっては、今度の新しい子育て支援のいろいろな改革については、不安が多い部分だと思います。保育料の値上げについても、どうなるんだろうという。ただ、来年はまだ同じ値段ですから安心してねと言いますけれども、その先のことを考えますと、不安だけが残っているのではないかという印象を持っています。再度申しますけれども、周知の方法、説明の方法というものを、もう一回検討してやっていただきたいと思っています。

中野委員) 今、委員長がおっしゃったことが言いたかったわけで、保護者にアンケートをしていますし、保護者がアンケートに答えてもらいますし、アンケートの結果は私も見てもいます。それでもこれだけ不安の声が出るというのは、やはり目に見えないものを信じる難しさ、信じさせる難しさというものを感じました。まさに委員長がおっしゃったとおりのことが実行されればなと思いました。

教育部長) 今、各委員のお話を真摯に捉まえて、行動に移していくみたいと。行動に移すというのは、対応をしていきたいということでございます。

濱名委員) 先ほどの説明方法を考えてほしいという中で、今日、すごくびっくりしたのは、新制度の説明をまずされて、保護者がそれを聞いて、その上でよく考えて公立に行かせたいという判断を下されたのに、募集が停止になっていた。これはどういうことですか、というのを聞いたときに、やはりこれは説明方法がまずいんだなというふうに思いました。ですから、そういう人たちの思いも酌んであげていただきたいなと思います。

中野委員) 働くお母さんが増えて、保育のニーズが増えているというのはよくわかっているし、そのニーズに応えていかないといけないのもわかっているのですけれども、保育施設の利便性といいますか、場所というものも検討しなくてはいけないなと思います。大磯町は、幼稚園は駅に近いですが、保育園は遠くにあります。住んでいる地域に近いという点では意味があるのかもしれないですけれども、やはり通勤の途中におろして、預けて通勤するという、その利便性というものを考えなければいけないなと思います。

子育て支援課長) そうですね、確かに保育園につきましては、通勤途中にあるのが一番と考えております。その辺では今、民間さんと協力して進めている認定こども園という事業がございますので、そちらが整備できれば、本当に駅の目の前のところですので、駅を使われる方にとっては便利な施設になるのではないかと理解しております。また、大磯からお勤めに出かけるお母さん方は、意外に車で出かける方も、特に平塚方面に出かける方が多いので、駅にそれほど執着しているわけではないかとも推測しております。

中野委員) ただ、仕方がないからそうしているのかもしれないで、やはりその辺はニーズをちゃんと調査して、いや、もし電車に乗って行けるのだったらもっと遠くで働きたい、という人もいるかもしれませんと思います。

子育て支援課長) おっしゃるとおりだと思いますので、認定こども園が間違いなく平成28年度からスタートできるように、進めていくたいと思います。よろしくお願ひします。

中野委員) ありがとうございます。もう一ついいですか。45ページ、経済的な支援のところの5番、ひとり親への援助のところですが、これは何回読んでも、

お母さんと子どものひとり親家庭を対象にしている内容かなという気がします。実はお父さんと子どもという家庭が意外に大変じゃないかと。お父さんは一日中勤めに出ていてないんですね。帰宅も遅いことが多い。朝お弁当をつくって、子どもを送り出して、帰って来て、急いで夕食をつくってというのは、お父さんは非常に大変な状況にあるんです。金銭的な援助、例えばヘルパーさんを家庭に送るというような支援はないのですか。

子育て支援課長) こちらのひとり親の援助につきましては、父子家庭も入る中での援助ということで書いてございます。基本的には金銭的な援助になりますので、ヘルパーさん等ということになりますと、なかなか難しいのですが、お子さんのお預かりとかお迎え程度でしたら、ファミリーサポートセンター事業がございますので、そちらをご活用いただくようにということで、お話をさせていただいております。

中野委員) わかりました。

委員長) 42ページに社会参加への支援というのがありますけれども、ここに子ども議会のことについて書かれています。子ども議会は何度か傍聴させていただいているが、生徒会ですか、選ばれた子どもたちがこれに参加してくるという感じですよね。一つ提案といいますか、考えますのは、実はもう30代になっている子どもたちが小学生のときに、クラスか学年の取り組みとして、町に何か要望書みたいな、意見書みたいなものを、一人一人が書いて手紙を出したことがあったそうなんです。それについて、政策課から各子どもの家に電話がかかってきて、ご意見をいただいてありがとうございましたと、町はこういうふうに考えて、こんなふうにしますよということを、子どもに電話で説明をしてくれたということがあったそうで、その話をしてくれる若者たちが、もう大人ですけれども、あのときのことは今も忘れない、非常にうれしかった、と。30代ぐらいになって、もう自分の町のことは記憶から離れたのかなと思うと、やはり懐かしく思い出して、ふるさと納税の話なんかをするんです。自分たちが今収入を得るようになったから、ふるさと納税って大磯町も受けつけるのかなとか、あるいは中にはまだ結婚していない子などは、結婚して親の近くに、大磯町に住んでもいいかなとか、そういう発想が20年ぐらいになって生まれてきているわけですね。そんな話を聞くと、子ども議会で、選ばれた子たちであそこでやるのも大変いい企画だと思いますが、政策課でそのような、ちょっと手間がかかる内容ですけれども、子どもたちとの接点というのも考えてもらうと、忘れたころにまた町に帰ってくるということにつながるのではないかと、ここを見ていて思いました。

教育部長) 今、お話をされたことを評価していただいて、既に私ども行政としては、平成目安箱ということで、広聴という面でやっているところですが、さらにそれをお子さんたちにも展開して、まさに近居であるとか、空き家対策とか、転入、定住、いわゆる地域再生計画ですか、そういうものにマッチしますので、今の委員長のご意見を積極的に展開するように努力していきたいと思います。

曾田委員) 47ページの子育て相談体制ということですけれども、それぞれの課の体制が書いてございます。もう少し別な角度で、例えば臨床心理士がいるとか、それからカウンセラーがいるとか、いろいろな考え方があろうかと思います。

目に見える部分は、人的にはどんな配慮があるのでしょうか。

子育て支援課長) 専門的な知識を持つということになりますと、子育て支援総合センターで臨床心理士をご用意しております。また、保育士も支援センターには、おります。あとは、つどいの広場を臨時職員が運営しているのですけれども、そちらの臨時職員については、基本的に保育士か幼稚園免許を持った方を充てるようにしておりますので、専門的な知識を持っている方が相談の相手という形ではあると思います。

学校教育課副課長) 学校教育の関係で申しますと、学校内で相談を受けているのは教育研究所になります。その教育研究所に臨床心理士を配置して、相談を受けるようにしております。

曾田委員) 先だっても教育研究所の先生の顔も直に見させていただきまして、体制はよくわかりました。保育士とかそういう資格を持っているということですが、年齢層などはおわかりになるのでしょうか。あるいは、その場、その場の対応になっていくのか。その辺はどういう感じでしょうか。

子育て支援課長) 支援センターのほうで対応しております臨時職員については、年齢層的には40代中ごろから50代中ごろですね。ちょっと年のいかれている方ですと、60歳を超えている方も、数名おります。

曾田委員) 要するに、中堅からベテランの方を配置してあるというような理解でよろしいのでしょうか。

子育て支援課長) 自分の子育てが終わった方になります。

曾田委員) ありがとうございました。

教育長) 先ほどこのプランに即した具体個別の評価をいただいたら、実情報を質問いただいて、多少大まかなところは見える部分もあるのではないかと思いますが、どうやって周知していくかという、周知する際に、基本的なところを押さえた上での周知が重要だと思います。釈迦に説法のような話になるのですが、国の流れとしては、幼保の壁を取り払って、つまり具体例で言えば認定こども園などは一つの具体例だと思うんですね。それから、放課後の学童保育と放課後子ども教室、これも一体化して考えようと。いわゆる今までの文科省や厚生省の縦割りをなくして考えていくこと。そういう基本的な流れと、それから、先ほどこのプランができ上がる前に行いました保護者のニーズ調査。その中で幼から保へといいますか、保育園を希望される方が非常に多いというような、そういう流れの中でこれがつくられているということを、まずご理解いただければ大変ありがたいなと思います。その中で、1ページ目に、子育て3法の国的基本的なねらいが、一番目に書いてある、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供というような目的になっているわけなのですが、保護者の方々の悩みがどの辺にあるのか。一つは保育料等の経済的なものもあるかと思います。もう一つは、どんなサービスが受けられるのかということ。このどんなサービスという部分で、やはり私ども教育委員会としては幼稚園を引き続き主導していく立場になりますので、そういう意味では幼稚園の、文字どおり、大磯の幼稚園はここが違うよ、というようなものを、公立・私立の壁を取り払って、大磯に来るところの幼児教育が受けられるよ、というような教育を、どうやってつくり出していくのかということが私たちの役目だと思っております。先ほど、45ページでした

でしょうか、保育施設のあり方等の話がありましたけれども、その前後に、今年度初めてちびっこフェスティバルに行きました、公立のお子さん方、それから私立のお子さん方、幼稚園、保育園の壁を取り払った、それこそそういう動きの中で、お互いに幼児教育を充実させよう、あるいは保育を充実させようというような機運づくりをやっていきながら、具体化していきたいなと考えておりますので、念のため申し添えました。

中野委員) わかつています。わかつているんですけれども、アンケートも今いる人たちにとっているわけで、これから大磯に引っ越して来よう、どこかに住もうという人たちにとって、魅力ある大磯でなければいけないと思います。だからこのアンケートの結果、見込みは今いる人たちの見込みであって、今、教育長がおっしゃったように、大磯に来てよ、大磯に来るとこんないいことがあるよ、という教育を目指さなければいけないです。

曾田委員) 同じく、今日、国府の幼稚園に行きました、先ほどお話に出ましたように、先生方もそうだし、保護者も悩んでいるというところで、これから一番大事なのは、やはり新学期が始まっています。子どもが迷子にならないための案内が要るんですが、保護者の迷子もいるわけですよね。その保護者が迷子にならないための周知徹底をできればしっかりしてほしいというのがきょうの結論になっているのですが、その辺のことを力を入れてやっていただければ、今のいろんな意見の方向性が出てくるのだろうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

濱名委員) わかつてはいるのですが、保護者のお話があつたりとか、先生方と話ができるときに、すごく不安を持っていらっしゃったり、恐れを持っていらっしゃったりというところを聞いていて、現場の意見を取り上げて何かの説明をしているというのではなくて、現場が今、一生懸命合わせることにあつぱあつぱしているなという印象を受けましたので、説明をしっかりして、向こうも納得するような、そういう方法でやっていかないと、やはり協力的なことはしていただけないのではないかと思います。

委員長) いろいろ意見が出ましたけれども、事務局においては、よく参考にしていただきながら進めていただきたいと思います。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第31号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第31号大磯町子ども笑顔かがやきプラン子育てで選ばれる町おおいそについては原案どおり承認をいたします。

議案第32号 平成27年度大磯町立幼稚園における休業日の変更について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

子育て支援課長) それでは、議案第32号平成27年度大磯町立幼稚園における休業日の変更についてご説明させていただきます。町立幼稚園の休業日については、大磯町立幼稚園の管理運営に関する規則の第7条で定めているところですが、今回はその中で、第1項第3号の学年始休業の期間を変更するもので

す。なお、今回の議案については、国府幼稚園の園長より、休業日の変更についての届け出がありましたので、それに基づき附議するものです。まず学年始休業につきましては、4月1日から同月6日までと規定されておりますが、大磯幼稚園と国府幼稚園の園長が兼務しているため、毎年入園式を1日ずらして開催しておりますので、国府幼稚園の学年始休業を4月1日から4月7日までに変更して対応するものです。そのため、大磯幼稚園とたかとり幼稚園が4月7日から新学期が始まり、国府幼稚園が4月8日から始まります。なお、各園とも今回の休業日の変更により、学校教育法施行規則第37条に規定されている教育週数の39週を下まわることがないよう変更しております。

質疑応答)

委員長) 規則等に則った変更ですので問題はないかと思います。

委員長) 以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第32号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第32号平成27年度大磯町立幼稚園における休業日の変更については原案どおり承認をいたします。

議案第33号 平成26年度旧吉田茂邸再建事業に関する協定の変更について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

郷土資料館長) 旧吉田茂邸再建事業につきましては、平成24年7月に大磯町と神奈川県との間で締結されました基本協定をもとに事業年度ごとに年度協定を締結しております。平成26年度協定につきましては、地方自治法 第96条 第1項 第5号及び、議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得 または処分に関する条例 第2条の規定により、平成26年3月議会において認めていただき、平成26年4月1日に締結しておりますが、平成26年度の事業進捗状況により、町から県への事業負担金の支払い額に変更が生じたために、協定を変更するものです。説明資料1ページをご覧ください。平成26年度協定の第3条に金額の記載がございますが、1億3,783万2千円を今年度支払予定額の6,005万2千円に変更するものです。今年度支払額は工事前払い金の町負担分でございます。ご説明は以上です。

質疑応答)

委員長) 特に質問がありませんので、以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第33号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第33号平成26年度旧吉田茂邸再建事業に関する協定の変更については原案どおり承認をいたします。

議案第34号 平成27年度旧吉田茂邸再建事業に関する協定（案）の変更について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

郷土資料館長) 議案第33号においてもご説明したように、旧吉田茂邸再建事業につきましては、平成24年度の基本協定をもとに年度ごとに協定を締結しています。本件につきましては、第3回教育委員会臨時会において附議させていただいたものですが、協定書の内容に変更が生じましたために、改めてご審議いただくものでございます。説明資料の1頁は平成27年度協定案です。基本協定の第5条に基づき、平成27年度の負担額について協定するものです。第1条の事業の内容は、2頁以降に示すものとしています 第2条の事業の期間につきましては、基本協定第3条に基づき、平成28年3月31日までとなっております。第3条では、事業の総額と平成27年度の負担額を記載しています。事業の総額は5億1千48万6千円で、このうち平成27年度の負担額に変更があり、4億5,043万4千円となります。2頁の別紙1は、協定する事業内容、3頁は再建位置、4、5頁は図面です。ご説明は以上です。

質疑応答)

委員長) 一つ前の議案の関わりで変更ということですので、特に問題はないと思いますので、以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決に入ります。議案第34号については、原案どおりでご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

委員長) 異議なしの声がありましたので、議案第34号平成27年度旧吉田茂邸再建事業に関する協定案の変更について原案どおり承認をいたします。

協議事項第1号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う規則改正について

学校教育課長) 改正概要については、平成26年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から施行されることにより、関連する教育委員会規則と規程を改正するものです。改正内容については、3点あり、1点目は法改正により教育委員会の代表者が教育長と位置づけられたため、委員長職を廃止し新たな教育長の職務を規定する条文の整理を行います。2点目は、規則において法律の条文を引用している部分に条ずれが生じたため、正しく引用されるよう改正を行います。3点目は、教育長の職務代理について、及び教育長の会議への報告義務について新たに規定するものです。施行日については、法の施行日と合わせ、平成27年4月1日とします。改正が必要な規則及び規程については一覧表のとおりです。7つの法令について改正を要し、それぞれ、規則名、改正内容を記載しています。なお、備考欄は、大磯町条例である部等設置条例の改正に伴う規則改正も合わせて必要なものとして記述しています。後ほど内容をご説明い

いたします。2ページをお開きください。2ページから5ページまでは、教育委員会会議規則の新旧対照表です。右側が現行、左側が改正案で、アンダーライン部分が改正箇所となります。右側、現行の第2条第3号委員長を教育長に改正します。同様の語句の改正が15箇所あります。次に第3章の第4条と第5条については、委員長職が廃止されたことにより、現行の法律で規定されていた委員長は選挙によって選出しなければならないとする条文が削除されたので第3章すべてを削除するものです。それにより以下の章、条文がずれていくことになります。次に現行の第6条第3号教育長の報告の聴取を教育長の報告と改正します。現行は、委員長により、教育長から報告を求めるものですので、代表者である教育長が報告する規定に改正します。次に4ページの現行の第15条、委員長の承認を得てについては、先ほどと同様に代表者が教育長となりますので削除します。次に現行の第16条第2項の会議録の署名については、現行は教育長を除いて、委員長、職務代理、委員2名で行なっていましたが、代表者が教育長となりますので、教育長及びを追加します。次に、5ページの現行の第17条第2項の会議録の作成については、アンダーラインが漏れています、教育長の推薦する者にアンダーラインを追加願います。代表者が教育長となりますので自ら事務局職員のうちから指名することとします。続いて6ページ7ページは教育委員会傍聴人規則の新旧対照表です。こちらはすべて、委員長を教育長に改正するものです。続いて8ページは教育委員会公告式規則の新旧対照表です。現行の第1条は法律の引用が第14条第2項から第15条第2項に改正します。もう一つは委員長から教育長に改正するものです。続いて9ページは教育委員会事務局組織規則です。現行の第1条の法律の引用が第18条から第17条に改正します。この規則については、地方教育行政法の改正に伴う改正部分の他に、2月17日の大磯町議会本会議で可決された大磯町部等設置条例の改正に伴う改正が生じます。第2条の組織の記述の3行目、子育て支援課の部分が削除されることになります。こちらは3月定例会に予定しております規則改正の議案には、この部分も合わせて提案したいと考えています。続いて、10ページは教育委員会教育長事務委任規則です。現行の第1条は法律の引用が第26条第1項が第25条第1項に、現行の第2条第16号が法第27条から第26条に改正します。11ページの改正案の第5条、委員会の会議への報告については、改正法に新たに教育長が委員会会議へ報告する義務の規定が追加されましたので規則に規定するものです。1点目は第3条にある教育長が専決した事項について、2点目は第4条にある教育長に委任された事務について、委員会会議への報告を義務付けるものです。改正案の第6条については条文のずれによるものです。続いて、12ページの教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則です。現行の第1条の法第19条第2項が第18条第2項に、第2条の法第19条第2項が第18条第2項にそれぞれ改正されます。13ページの第2条、教育長の職務代理については、現行では部長、学校教育課長の順位でいずれも事務局職員が職務代理を務めるという規定でしたが、法改正により、委員のうちから教育長が指名することになります。最後に、教育委員会公印規程です。現行の第2条第1号及び第8条の第2号の委員長の印を廃止します。その他に、先ほどの大磯町部等設置条例の改正に伴い第1条の2行目の最後の部分、

及び保育所についても削除されます。概要説明は以上です。

質疑応答)

委員長) 法律の改正によって伴う改正ですので問題はないと思います。意見が出ませんでしたので、今後、改正作業を進めていただきたいと思います。

協議事項第2号 大磯町特別教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則について

子育て支援課長) それでは、協議事項第2号大磯町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則について、ご説明させていただきます。本規則につきましては、平成27年4月よりスタートいたします子ども・子育て支援新制度に合わせて、幼稚園及び保育所などの利用者負担等、保育料などについて、定めるものになります。現在、幼稚園保育料については、大磯町立幼稚園保育料等徴収条例に、保育所保育料については、大磯町保育料徴収規則の中で保育料を定めています。新制度では幼稚園・保育所という区分けではなく、新制度の支給認定区分、教育標準時間認定及び保育の必要性の認定1号認定から3号認定に合わせて利用者負担額を定めることになります。本条例では、今後国が政令で定める額を、利用者負担額の上限額として定める条例となっております。それでは、まず1号認定の現行の保育料をご覧ください。1号認定は、3歳以上のお子さんで幼稚園の利用者になります。現在、町立幼稚園では、入園料が5,000円で、保育料が8,500円となっております。私立幼稚園では、各園で独自に保育料を設定しており、町内のこいそ幼稚園では入園料が80,000円で、保育料が24,000円になっております。公立・私立ともに利用者が同じ金額の保育料を支払う応分の負担となっておりますが、これが新制度の給付制度に移行すると、利用者の方の所得金額に合わせて保育料を決定する応能の負担となります。それでは、条例で定める上限額をご覧ください。こちらには、現時点では国が政令で定める予定の額をお示ししております。平成27年度の利用者負担をご覧ください。実際に平成27年度に幼稚園を利用する方にお支払いただく金額になります。町では、平成27年度については保育料を据え置きにすると説明しておりますので、新制度の階層区分を使用しますが、実際の金額は8,500円で、据え置きしております。階層区分の第1階層と第2階層については、国の政令で定める額が上限額となりますので、その金額をそのまま使用します。第3階層から第5階層については、現行の8,500円の保育料をそのまま使用します。なお、第1階層及び第2階層については、現行でも減免規定により、1/2や1/3、生活保護世帯ですと保育料0円などの減免している状況にありますので、それを応能負担の階層区分で考慮した金額となっております。そのため次年度以降は、所得や収入による減免は行わない予定ですが、階層区分

の低所得世帯、第2階層及び第3階層については、母子世帯や在宅障害児のいる世帯などへの軽減措置を設定していきます。こちらについては、2号認定及び3号認定についても同様の取り扱いとなります。また、給付単価を限度額とすることと、第2子及び第3子への軽減措置、第2子は、半額。第3子は無料についても、3つの認定区分で同様の取り扱いとしていきます。それでは、資料右手の平成27年度利用者見込数をご覧ください。参考に平成27年度の利用者見込数として、現時点で申込みがありました利用者数となっております。階層区分別の人数については、26年度の割合を参考に振り分けしております。また、町外の私立幼稚園へ行かれる方は、現時点では把握できませんので、平成26年度の人数からの見込み数としてあります。ちなみに、615名のうち350名が町立幼稚園で、75名がこいそ幼稚園です。残りの190名が町外の私立幼稚園となっております。次に2号認定及び3号認定についてですが、2号認定は、保育園を利用する3歳以上のお子さんが対象になります。2号認定は、現行の保育料では3歳児と4歳以上児の2段階に分かれて保育料を設定しておりますが、新制度では、それを一つにまとめ3歳以上児として保育料を設定します。また、3号認定は、保育園を利用する3歳未満のお子さんと、特定地域型保育事業、小規模、家庭保育、事業所内などを利用するお子さんが対象になります。保育所の保育料につきましては、もともと利用者の所得に応じた応能負担としており、現在国の徴収基準として使用している階層区分をそのまま新制度へ移行しておりますので、現行と同様に階層区分が8階層となっております。現行の徴収基準では、所得税額を基準に作成されますが、新制度では町民税額を基準として階層区分を設定しております。ただし、推定年収については現行の階層区分と変更がないものと思われます。2号認定については、現行では3歳児と4歳以上児の二つの単価がありますが、新制度への移行に際し、利用者の方に不利益になることが無いように今回は4歳以上児の低い単価で新制度の保育料で設定いたします。また、3号認定については、現行の保育料をそのまま利用することになります。資料右手の利用者見込数については、幼稚園と同様に現在入園の申込みをいただいている方の人数となっております。また、階層区分別の人数については、26年度の割合を参考に振り分けしております。

質疑応答)

濱名委員) 27年度のことはよくわかりました、それ以降は、結局5年かけてどこまで上がっていくのかが知りたいです。

子育て支援課長) 28年度以降の金額につきましては、今回、条例でもって定めているのは、あくまで国が示している基準を上限額ということで示しております。必ずしもそこまでというふうに考えているわけではなくて、あくまでも、目標値というのはおかしいですけれども、想定される金額としては、そこが一

番上という形になります。28 年度以降の金額につきましては、翌年度、27 年度になりましたら、早々に検討のほうを進めて、早い時期に皆さんにお示ししていきたいと考えております。

（濱名委員）もう一度、すみません。国が示す上限額ですが、国が定めるというのは、やはり都会もあって、田舎もあって、大磯は私はすごく田舎だと思っています。以前も少しお話しましたが、東京に住んでいる友達と、田舎に住んでいる私が、同じBMWに乗っていたのですが、彼の駐車料金と、私が当時住んでいた大磯町のアパートの料金が一緒だったんです。そういうところからしても、物の価値の値段が違うのに、わざわざ都会の値段と合わせていくというところは、大磯の子育てのことを考えていないような印象を受けます。ですから検討するときの材料に、上限額に近づけるのではなくて、今のこの値段に近づける努力をしていただきたいと思います。

（子育て支援課長）国の示している政令で定める金額につきましては、全国平均的なものと言われておりますので、言われるとおり都市部もありますし、地方もございますので、その平均値と国のはうでは説明されております。あくまでも上限額ということで考えておりますので、必ずしもそこを目指しているわけではないとご理解いただければと思います。国の示した金額を最高上限額というふうに今回定めているだけとご理解いただければと思います。

（濱名委員）大体どのあたりまでいくと予想されていますか。

（子育て支援課長）県内の状況ですと、33 あるうちの市町村で、幼稚園保育料につきましては国基準を適用すると言っているところが 10 カ所あります。これは 12 月現在の調査なので、その後皆さん変更がかなりかけられているので、何とも言えませんけれども、保育園保育料につきましては、基本的に国基準の 7 割程度で各市町村はやっておりますので、そちらは現行と変わらずという形になるのですけれども、そのまま据え置きにする市町村がほとんどです。県内でも一つ、二つ、若干値上げをしていきたいということで言っている市町村がありましたけれども、保育園保育料については皆さんおおむね据え置きという形になります。ただ、幼稚園保育料につきましては、公立幼稚園を持っているところと持たないところで大きく違いがございまして、先ほど国基準を適用すると言った 10 カ所につきましては、公立がない市町村だと思われます。公立がないところにつきましては、おおむね国基準まで持っていますので、最高額で 2 万 5,700 円の、この保育料の階層設定をしているところがほとんどです。ただし、公立を持っているところにつきましては、公立と私立を分けたりと、かなりばらばらの対応になっているのが現状です。

（濱名委員）よその市町村ではなくて、大磯町はどのくらいまでいくと予想されておりますか。

（教育部長）まず、今日午前中、常任委員会を開いていただいて、条例は、その中では一応賛成多数で終わりました。後日、本会議場で議決をお願いするようになりますが、上限額を今、条例で予定でいけば何とか可決していただく。そうすると、今ここで子育て支援課長が説明しました、この規則で、これは来年度の部分を決める。それで、委員のご質問の平成 28 年度以降というのは、話が戻りますが、大磯町子ども笑顔かがやきプラン子育てで選ばれる町おおいそということも踏まえながら、どうしていくかを町と教育委員会で考えて

いくというような形になると思います。ですから、どのぐらいを望んでいるかということ自体が、今なかなか発言が難しいということです。例えば、既にここに小さい字で書いてありますけれども、幼稚園においても2人目は2分の1であったり、3人目は無料であったりという、そういう制度も入ってきます。それに伴いまして、町の負担等もありますし、トータルでいろいろ子育てを応援することを考えながら、決めていかなければいけないのではないかと認識しております。

濱名委員) 数字が出せないのがよくわかりました。

委員長) 今回のこの内容については、27年度は26年度のものを充てていこうということでいいと思うのですが、今、濱名委員のお話もありましたように、この先5年間かけて順次上がっていくんだよということは、今まで幼稚園等で子育て支援課が説明した中で、話がもう出ている内容だと思います。だから、そのときに、ほかの議案のときにもありましたが、どういうふうに説明するか。なぜこれだけ今年度上げるんですよという、それを納得してもらわないといけないと思うんです。近隣の市町村がこうだからとか、国がこういうふうに示しているから、というのではなくなかなか納得してもらえないと思うんです。やはり、町としてこういう理由があつて、あるいは減免措置や軽減措置もいろいろあるんですとか、金額を決めるに当たっては町の財政の問題もいろいろあると思うんです。そういうことをしっかり説明して、わかってもらえるような周知の仕方というのを、再度言うようですがれどもお願ひしてもらいたいと思います。

教育部長) 今のご提案については、真摯に承って対応していきます。それと、申し遅れましたが、基本的に保育料、幼稚園とも、特に幼稚園については、教育委員会の業務として、この場所でご説明申し上げながら審議していただきて進めていくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中野委員) 今、濱名委員から言われて気がついたのですけど、大磯って意外にほかのところにはない特徴があつて、田舎のくせに家賃も土地単価もすごく高いんですよ。駐車場の料金もすごく高い。しかも、コンビニはすぐ近くにない。例えばトイレットペーパーや薬とかと一緒に豆腐が買えなかつたりするわけです。そうすると、車や自動車に乗ってそういう店を一軒一軒回らなければいけないという家も絶対にあるはずなんです。それだけに、より安いものを買うという選択ができない。主婦目線でいうと、そういった特徴があるんです。やはりいろんな要因を考えながら、金額というのは慎重に決めていただかなければいけないなと思いました。

委員長) 今いろいろ出た中で踏まえていただいて、この策定作業をしていただきたいと思います。

報告事項第1号 大磯町国府学童保育クラブ運営事業者選定委員会結果報告について

子育て支援課長) それでは、報告事項第1号大磯町国府学童保育クラブ運営事業者選定委員会結果報告について、ご説明いたします。国府学童保育クラブの法人委託化については、昨年の11月20日に開催された第8回定例会の中で、今までの経過や今後のスケジュール等についてご説明させていただきました

が、今回次年度からの運営事業者が決定いたしましたので、その旨報告するものです。それでは、先に 11 月以降の経過にご説明いたします。第 8 回の定例会終了後、まず 12 月 3 日に開催された福祉文教常任委員会にて、学童保育クラブの法人委託について報告しております。その後、12 月 16 日に開催された町議会で、平成 27 年度から平成 29 年度までの委託料について債務負担行為を行うための補正をしております。また、この補正予算の可決と同時に、プレゼンテーションに参加する事業者の募集を開始いたしました。募集については、年明けの 1 月 15 日までとし、2 法人の応募がありました。それでは、資料の 1 ページをご覧ください。国府学童保育クラブの運営事業者選定委員会につきましては、平成 27 年 1 月 29 日木曜日に、大磯町国府学童保育クラブ運営事業者選定委員会要領に基づき、開催いたしました。選定委員は、全部で 11 名で国府学童保育会の保護者の方を中心に、子ども・子育て会議の委員と放課後子ども教室のコーディネーターと町職員となっております。当日は、放課後子ども教室の庄司委員が欠席となり 10 名の委員で審査を行いました。次に応募事業者についてですが、先程お話しましたが全部で 2 法人の応募がありまして、1 法人目は、特定非営利活動法人チャイルドハウスあおぞらで、綾瀬市に所在する NPO 法人で現在 4ヶ所学童保育所を運営しております。もう 1 法人は、サンキッズ大磯で馴染みのあります社会福祉法人恵伸会で、平塚市で学童保育所を 1ヶ所運営しております。選定方法につきましては、初めに税理士の方に各事業者の財務審査をお願いしておりましたので、その講評をいただき、その後 20 分間のプレゼンテーションと、25 分間のヒアリングを行い、審査を行いました。採点につきましては、大磯町国府学童保育クラブ運営事業者選定委員会審査要領に基づき委員 1 人あたり 100 点とし、合計 1,000 点満点で採点しております。選定の結果といたしましては、社会福祉法人恵伸会が、791 点で選ばれました。ちなみに、次点の方は 526 点となっております。今後については、明日の 2 月 20 日金曜日に事業者と学童保育の保護者会と町の三者で顔合わせを行いますので、4 月のスタートに向けて、あまり時間もありませんが引継ぎ等を進めていきたいと考えております。

報告事項第 2 号 第 4 回大磯 Challenge Live の開催について

生涯学習課長）本事業は、大磯町青少年指導員連絡協議会の自主事業として例年開催しているもので、今回で 4 回目を迎えます。青少年の文化活動・音楽活動の発表機会を提供して青少年の健全育成を図ることを目的としています。開催日時は、平成 27 年 3 月 29 日日曜日、午後 1 時から午後 4 時 30 分で、生涯学習館を会場に実施いたします。本年度は、町の 7 月広報にて企画者と出演者を募集いたしました。その中で、青少年指導員の助言のもと、基本的には参加者自らの手で、自主的に企画運営をしてもらおうという方針で進めており、これまでに 3 回の企画会議を開催、今週土曜日の 2 月 21 日に最終 4 回目の企

画会議を開催し、当日に向けて準備を進めてまいります。本年度も、昨年度に引き続き、協賛を募って事業運営の一助にしようということで、町内の企業や店舗に協賛を呼びかけたところ、最終的に 32 店舗の協力をいただけることになっています。また、昨年度は、参加者がチャレンジライブのテーマ曲をオリジナルでつくり、ライブの最後に全員で演奏・歌いました。今年度も同じようにライブ最後に演奏・歌う予定をしています。なお、本年度の参加バンドは、7組 25 人となる見込みです。

質疑応答)

中野委員) 子どもの同級生のバンドが出ていましたので去年行かせて頂きました。みんなどのバンドも、本当に楽しんで演奏していて、子ともたちが司会進行していて、一生懸命で、手作り感もあって、見てる人も楽しくて、応援もにぎやかで良かったです。

委員長) 大変好評で、今年も盛り上がると良いですね。

報告事項第 3 号 平成 26 年度大磯町成人式及び新成人記念のつどいの実施結果について

生涯学習課長) 本年度の成人式ならびに新成人記念のつどいは、平成 27 年 1 月 12 日の祝日、午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで、大磯プリンスホテル国際会議場で開催いたしました。例年と同様に、前半は大磯町と大磯町教育委員会の主催する式典、後半は新成人自らが組織する実行委員会主催による新成人記念のつどいが開催されました。新成人の該当者 302 のうち、当日の出席者は、男性 130 人、女性 106 人、合計 236 人でした。出席率は 78.15% となっております。また、この他に町外に居住し参加を希望し出席した新成人は、男性 12 人、女性 11 人、合計 23 人でした。参考までに、平成 20 年以降の推移表を掲載いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。該当者は、昨年よりも 30 人増加しており、出席率も高くなっています。実行委員会の主催するティーパーティーの出席者は、新成人、来賓あわせて 308 人でした。ティーパーティー参加費の残余金 3,1460 円は、実行委員会の総意により、地域福祉のために寄附をしていただくことになり、1 月 30 日に実行委員から大磯町社会福祉協議会へ手渡されました。なお、昨年度から実施しています当日ボランティアについては、大学生 2 名、高校生 3 名の計 5 名から協力を得ることができました。当日に受付けの手伝いをしていただきながら、式典、つどいを見ていただき、将来の自分達の成人式を考えるきっかけとなつてもらえたのではないかと思います。

質疑応答)

濱名委員) 成人式に出た出席者数は 236 名で、ティーパーティーの新成人は 251 名ですが何ですか。

生涯学習課長) この 236 名の人数は、町外から参加を希望している成人が入っていないんです。あくまでも 12 月 1 日付で大磯町に住民票のある新成人が 302 人

該当者になっておりまして、そのうちの出席者ということで 236 名です。住民票はないんですけども、もとは大磯町に住んでおられて引っ越したとか、住民票を移しておられる方で、やはりどうしても大磯で成人式を迎えるという方が 23 人おりましたので、そういう方も含めると、この 251 人がティーパーティーにも参加をしたいということでの数字のずれにかわっております。

委員長) 今年度から会場が狭くなっていましたよね。すごく距離が近くなっていますなと思ったのですが、これは何か理由がありますか。

生涯学習課長) 昨年度は、会場全体を使っておりまして、若干横に広くて間延びしているような状況でした。もう少し部屋を間延びしないような形で使いたいということで、今回は初めて間仕切りを取りまして、狭くしました。事務局としては、会場が狭くなったということと、今年は対象者も多くなっていますので、少し心配していました。去年を知っている事務局から見ますと、若干狭いような感じがしておりましたので、反省会の席で実行委員会に聞きました。そうしましたら、特に昨年を知らないということもあるのかもしれません。すけれども、窮屈さは感じなかったということで、適当だというご意見はいただいております。ただ、問題として、ちょっと狭まった分だけ、集いの中で実行委員さんの前で進行する人が見えにくかったというのがありました。ですから、それは例えば来年度は壇上で進行していただくとか、そういう方向で解決していけばいいのかなというようなこともありましたので、面積が狭くなった分の苦情というのは、特にございませんでした。

委員長) 反省会で出た内容を踏まえて、来年度、いい成人式に向けてやっていただければと思います。

中野委員) 今年は知っているお子さんもいたり、実行委員長が知り合いのお子さんなので特に注目させていただきましたが、実行委員会というのは、今年成人を迎える子どもたちだけではないですか。見ていたらホテルの方がマイクを持っていました、部屋を狭くしてみたの。と言っていた人が青少年指導員の方だったりして、いろんな人が係わっているのかなと思ったんですけれども。

生涯学習課長) 基本的には広報で、通常夏ごろに公募をします。みずから立候補していただいた方、あるいはなかなか集まらないこともありますので、学校にお願いをして、当時の卒業生の中から推薦をいただくとか、そういう形で何とか確保しているような状況です。基本は、実行委員会は新成人の方です。ただ、実行委員会を進行していくに当たって、青少年指導員さんにかかわっていただいて、昨年、あるいはその前の年の状況ですとか、当日の注意点とか、そういうことをアドバイスをしながら進めていっていただいているところで、当日も青少年指導員さんがいろいろとお世話を焼いていただけることもあります。ホテルの方については、当日の会場ということで、その会場の使い方ですか、いろんなお手伝いをしていただいているという形ですので、基本は新成人の方が実行委員さんになっています。

中野委員) わかりました。ありがとうございました。

報告事項第 4 号 平成 26 年度文化財消防訓練の実施結果について

生涯学習課長) 文化財防火デーの一環として、平成 21 年度から実施しております文

化財消防訓練について、本年度は平成 27 年 1 月 24 日の土曜日、午前 9 時 30 分より、国府新宿の寶積院において実施いたしました。実施主体は、町消防本部と生涯学習課が担当し、消防署、消防団本部および第 6 ・ 第 12 分団の協力を得て実施いたしました。当日は、消防署および消防団員のほか、他分団や地元の自主防災会、一般の方々の見学を含めまして、約 70 人の参加がありました。文化財消防訓練もかなり周知され定着してきた観があります。対象となっている分団だけではなく、必ず他の分団も見学に来られておられました。今回は、地元の自主防災会の方も多数見えられていたほか、一般の方も多かったようです。昨今の防災意識の高まりを感じる状況でした。

報告事項第 5 号 図書館教養講座『湘南の考古学』の実施結果について

生涯学習課長) 図書館の集会活動事業の一環として、図書館がより親しみやすい身近な存在となり、併せて生涯学習の一助につながることを期待して開催いたしました。本年度は、湘南の考古学をテーマに、考古学を通して大磯を中心とする湘南地域を探っていこうという内容でした。会場は図書館本館 2 階大会議室で、郷土資料館学芸員が講師を務めた 2 回連続の講座で、1 月 31 日の 1 回目が 42 人、2 月 7 日の 2 回目が 37 人、合計延べ 79 人参加をいただきました。講座の内容は、大磯と湘南と呼ばれる周辺地域を中心に、縄文時代草創期の大磯で一番古い資料から近現代の煉瓦構造物や戦争遺跡に至るまで、通史的にとりあげ、実際の発掘調査のエピソードや日本考古学史における位置付けなども交えながら詳しい解説をしていただきました。実際に遺物に触れることができたのも好評でした。講座終了後に実施したアンケートの集計では、参加者は男性の方が多く、60 代から 70 代の年齢層の方が多かったことが分かります。これまも、考古学の講座というのは、興味のある方が多く参加者も多い傾向がありますが、今回も以前より興味をお持ちだったという方、かなり知識をお持ちの方なども見られ、町外からの参加者が多かったのも特徴でした。たいへん分かりやすく、興味をかきたてる内容であったという感想が多かった反面、全時代を網羅するには 2 回の講座では時間的に足りなかったという意見もありました。

質疑応答)

濱名委員) 町外からの参加者ですが、どうやって募集をかけたのですか。

生涯学習課長) 基本的には、町の広報です。次に、町のホームページに出していますので、それを見た方がいます。それから、タウン誌にも紹介していただきましたので、一定のエリアはそのタウン誌をご覧になった方です。一番遠かった方は、横須賀から来ていました。

委員長) すごく人気があってうれしい限りです。

報告事項第 6 号 企画展「昭和の子供たちー子供の遊びとくらしー」の開催について

郷土資料館長) 今回の展示は、郷土資料館 平成 26 年度 第 5 回企画展であり、平成

27年3月21日土曜日から5月10日日曜日まで、42日間の開催を予定しております。今回の企画展は、当館所蔵の民俗資料や本年度実施いたしましたワークショップの成果を踏まえて、急激に変化してきた生活形態にみる子供の遊びやくらしを趣旨として開催いたします。内容は、資料記載の4つのテーマに即して展示を構成いたします。刊行物については、A4判のリーフレットを作成いたします。今回の企画展については広報でご案内し、また、リーフレットの配布やホームページなどでも周知を図ってまいります。

報告事項第7号 旧吉田茂邸再建工事着工報告会について

郷土資料館長) 旧吉田茂邸着工・御礼と報告の会の開催についてご報告をさせていただきます。旧吉田茂邸は、平成21年3月の焼失後、町では、旧吉田茂邸再建基金を設置し、多くの方々から貴重なご寄附をいただきてまいりました。また、再建にあたっては、神奈川県と連携し、技術的な支援をいただきながら進めております。町と県とで締結した協定をもとに、基本設計、実施設計と進め、今年度中に建物の再建工事に着手する運びとなりました。つきましては、ご寄附をはじめ、さまざまな場面でご協力をいただいた方々へのお礼と経過報告を兼ねて、御礼と報告の会を開催する運びとなりました。御礼と報告の会は、平成27年3月7日土曜日、県立大磯城山公園・旧吉田茂邸地区の管理休憩棟で行ない、午前中の第1部と午後の第2部に分かれます。午前の第1部は、招待者を対象としたセレモニーです。内容は再建の経過説明、建物設計の解説、吉田茂のオリジナル映像の上映、現地見学などを予定しております。午後の第2部では一般の来園者の方を対象に、映像の上映を行ないます。ささやかな報告会ですが、旧吉田茂邸の建物工事にいよいよ取りかかるということを、ご協力をいただきております多くの方々に発信できればと思います。説明は以上です。

その他

教育部長) 次回の定例会は3月25日水曜日午前9時から本庁舎4階第1会議室で行います。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成27年3月25日

委 員 長 _____

委員長職務代理者 _____

委 員 長 _____

委 員 長 _____